

(公財)愛知県体育協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会「SCネットワークあいち」会則

(名称)

第1条 本会はSCネットワークあいちと称する。

(目的)

第2条 本会は愛知県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の相互の連携、交流及び研鑽を通じて総合型クラブの継続と発展を図り、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブ間の情報交換、研修及び交流に関する事業
- (2) 情報収集ならびに広報活動に関する事業
- (3) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会支部としての事業
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同した愛知県内の総合型クラブ及び総合型クラブを創設準備中の団体をもって組織する。

2 本会加盟の総合型クラブは、定められた期日までに各総合型クラブ内で選出された本会担当者を1名、SCネットワークあいちの会長へ届け出るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 5名以上
- (4) 監事 2名

2 会長は役員相互により選任し、会務を統括する。また、SC全国協議会の委員となる。

3 副会長は会長が任命し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その任務を代行する。

4 運営委員は会長が任命し、本会の運営に関する事項を協議する。

5 監事は役員相互により選任し、本会の業務を監査する。

(顧問)

第6条 本会は役員会の決定により顧問及び相談役を置くことができる。

(任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は必要に応じて会長が招集し、役員会が提案する事項を審議決定する。

2 総会は、本会担当者1名をもって構成し、総数の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、書面をもって他委員に委任したる者は出席者とみなす。総会の議長は会長が務める。

3 総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数なる時は、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は必要に応じて会長が招集し、本会の目的達成のための諸事項について協議し、必要と判断する事項については総会に諮る。

2 役員を選出については別に定める。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は第5条第1項第1号から第3号の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 運営委員会はSCネットワークあいちに関する研究協議を行うとともに、総会及び役員会、SCネットワークあいち関連諸事業についての企画立案並びに準備・協議・運営にあたる。

(加盟)

第11条 本会への加盟は別に定める書面により申し込み、役員会の承認を得るものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局を公益財団法人愛知県体育協会内に置く。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費については別に定める。

3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 この会則の改正は総会の決議により行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は平成23年11月13日から施行する。

この会則は平成25年4月13日から施行する。

この会則は平成26年4月12日から施行する。